

## まちなか観光周遊・滞在促進業務 企画提案募集要項

### 1 業務目的

本業務は、釧路市街地（以下、「まちなか」という。）におけるインバウンドを中心とした旅行者に対して、当市の特色を生かし、光を軸とした「観光周遊や滞在促進に資するプラン（以下、「周遊プラン」という。）」を構築し、宿泊需要の拡大や観光消費額の増による地域経済の活性化を図ることを目的とする。

また、周遊プランのキーコンテンツとして幣舞橋への屋外照明の設置を行い、新たな夜の観光拠点を創出することも併せて目的とする。

### 2 業務内容

「まちなか観光周遊・滞在促進業務 要求水準書」のとおり。

### 3 実施期間

実施期間は、契約締結日から平成31年3月31日までとする。

### 4 発注・選定方式

- (1) 周遊プランづくり、各種調査、設計、工事を一括で発注するデザインビルド方式で行う
- (2) 選定については、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定する

### 5 参加資格要件

- (1) プロポーザルに参加することができる企業は、単独企業又は複数法人による共同企業体（以下、「JV」という。）とする。ただし、1つの企業が複数の企画提案に参加することはできない
- (2) 単独企業は、次に掲げる要件をすべて満たし、JVの構成員はアに掲げる要件を全て満たし、イ、ウ、エに掲げる要件については、構成員のいずれかが満たすものとする

#### ア 共通事項

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、競争入札参加資格の再認定を受けている場合を除く
- ③ 法人税（国税）及び法人住民税（本業務を実施する事業所や事業者が所在する市区町村により課税される法人住民税）について未納がないこと
- ④ 告示日からプレゼンテーション実施までの間、国、都道府県、釧路市及び釧路市以外の地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと

- ⑤ 釧路市暴力団排除条例第2条に規定されている暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者に該当しないこと

#### イ 周遊プランの作成

- ① 自治体等に対して、光を軸とした周遊プラン及びそれに類似したプランの作成実績があること
- ② 地域の観光団体や民間事業者などが、周遊プランに参画できる場を設けること

#### ウ 屋外照明のデザイン

- ① 橋梁や類似する施設、観光関連施設、又は自治体が所有する施設等における屋外照明設置に関するデザイン設計を受注した実績があること

#### エ 屋外照明の設置工事

- ① 屋外照明設備工事に係る公共工事を受注したことがあること
- ② 建設業法（昭和24年法律第100号）等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る管理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること

### 6 交付資料等

#### (1) 交付資料

- ア まちなか観光周遊・滞在促進業務企画提案募集要項（本書）
- イ まちなか観光周遊・滞在促進業務要求水準書
- ウ 各種様式（様式第1号から様式第7号）

#### (2) 交付方法

本書13に記載のホームページにて交付する

### 7 企画提案に係る手続き

#### (1) 参加表明書の作成及び提出方法

##### ア 提出書類

- ・参加表明書（単独企業の場合は様式第1号の1を用い、JVの場合は様式第1号の2を用いるものとする）
- ・会社概要（様式第2号）

##### イ 提出期間

平成30年9月12日から平成30年9月19日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

##### ウ 提出先

本書13に同じ。

##### エ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。なお、郵送の場合については、提出期間内に必着とする。

#### (2) 企画提案書の作成及び提出方法

参加表明書及び関係書類（以下、「参加表明書等」という。）による参加資格の適否については、

参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）により通知する。参加資格が適合と判定された者（以下、「資格適合者」という。）は、企画提案書を作成し提出することができる。

ア 提出書類

- ・企画提案書（単独企業の場合は様式第4号の1、JVの場合は様式第4号の2）
- ・会社概要（様式任意）
- ・見積書（様式任意）

※その他企画イメージ等提案を説明する補足資料があれば添付可とする。（任意様式）

イ 提出部数

正本1部 副本19部

ウ 提出期間

平成30年9月24日から平成30年10月9日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

エ 提出先

本書13に同じ。

オ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）とする。なお、郵送の場合については、提出期間内に必着とする。

カ 企画提案書の様式記載事項

「まちなか観光周遊・滞在促進業務 要求水準書」は、業務の概要や手法、委託者が業務の成果として求める最低限の内容を参考として提示するものであり、提案者の提案を制限するものではない。

キ 提出された企画提案書は、提出期限までは自由に改変できるものとする。また、変更する場合には、提出済みの企画提案書等を引き取るとともに、あらためて企画提案書等を提出すること。

ク 提出期限を過ぎた後は、企画提案書等の変更はできない。

(3) 失格となる資格適合者

資格者適合者が下記のいずれかに該当した場合には、本プロポーザルへの参加資格を失う。

ア 企画提案書等が期限までに提出されない場合。

イ 提出された参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載があった場合。

ウ 要項5に定める参加資格要件を満たしていない若しくは満たすことができなくなった場合。

エ その他、要項の定めを反した場合。

オ 本件に関して不正行為等があった場合。

(4) 無効となる企画提案書等

企画提案書等による要件審査において、提出された企画提案書が、以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とする。なお、無効と判断された場合は、企画提案書要件審査結果通知書（様式第5号）により通知する。

ア 提出方法や企画提案書等が要項に適合しない場合。

イ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない場合。

ウ 虚偽の内容が記載されている場合。

(5) その他

ア 使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本国通貨とする。

- イ 参加表明書や企画提案書等の作成、また企画提案に係る費用については、提出者の負担とする。
- ウ 提出された参加表明書や企画提案書等は、返却しない。
- エ 企画提案に係る一切の費用は、提出者の負担とする。

## 8 本プロポーザルに関する質問及びそれに対する回答の方法等

### (1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、参加表明書及び企画提案書の作成、提出に係る質問のみとし、様式第6号により電子メールにて受け付ける。ただし、評価及び審査に係る質問は一切受けつけない。

### (2) 提出先

本書13に同じ。

### (3) 提出方法

質問は電子メールによるものとする。なお、質問者は必ず着信したことを確認すること。

### (4) 受付期間

ア 参加表明書の作成、提出に係る質問については、平成30年9月13日から平成30年9月14日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

イ 企画提案書の作成、提出に係る質問については、平成30年9月24日から平成30年10月1日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

### (5) 回答方法

ア 参加表明書の作成、提出に係る質問の回答は、質問者に対し、平成30年9月18日までに電子メールで送信するものとする。

イ 企画提案書の作成、提出に係る質問の回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に、平成30年10月3日までに電子メールで送信するものとする。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 9 企画提案書等の評価及び審査方法

### (1) 審査方法

ア 企画提案書等の審査は、プロポーザル審査委員会において行うものとする。

#### イ 参加表明書等による要件審査

本プロポーザルへの参加資格については、提出された参加表明書等により適否を判定の上、参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）により適否を通知するとともに、適合と判定されたものに対して企画提案書の提出を求める。この審査において非適合と判定された者に対しては、参加資格要件審査結果通知書（様式第3号）によりその旨を通知する。

#### ウ 企画提案書等による要件審査

資格適合者により提出された企画提案書について、別紙「まちなか観光周遊・滞在促進業務要求水準書」及び要項7（4）の基準に基づき要件審査を行う。この審査において、企画提案書が無効と判定された者については、企画提案書要件審査結果通知書（様式第5号）によりその旨を通知する。

#### エ 企画提案書による内容審査

プロポーザル審査委員会において、企画提案書の内容審査を行い、最優良提案事業者を選定し、プレゼンテーションの機会を設ける

(2) 評価基準

別表の通り（7ページに記載）

1 0 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明に関する事項

(1) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求

参加資格要件を満たさない場合を非適合、本募集要項7（4）で示す項目に該当した場合を無効、またプロポーザル審査委員会の選定の結果、当該業務の内容に適すると認められる事業者に特定されなかった場合を非特定という。

非適合、無効、非特定と判断された者は、それぞれ、通知書に記載された説明要求書提出期限までに書面（任意様式）により理由の説明を求めることができる。

(2) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求書の提出方法等

ア 提出先

本書13に同じ。

イ 提出方法

書面（任意様式）によるものとする。

ウ 受付期間

説明を求めることができる期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

(3) 非適合理由、無効理由、非特定理由の説明要求に対する回答

説明要求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び祝日を含まない）に要求者に対し書面により行う。

1 1 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手方として特定

最優良提案事業者を審査委員会において選定し、本業務に係る見積書徴取の相手とする。なお、審査結果については、事業者特定結果通知書（様式第7号）により通知する。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、原則として、最優良提案事業者が提出した企画提案書に記載された金額とする。

(3) 業務委託契約内容等

本業務委託契約は、市と最優良提案事業者にて委託契約を締結し、契約の内容については、「釧路市標準業務委託契約書約款」に定めている通りとする。

(4) 委託料の支払い

委託料の支払いについては、原則一括精算払いとする。ただし、必要のある場合は、釧路市契約規則第58条に基づき、契約金額の3割を上限に前金払も可とする。

## 1 2 スケジュール (予定)

9月	19日	参加表明書提出締切
9月	24日	企画提案募集開始
10月	9日	企画提案書提出締切
10月	下旬	審査委員会
10月	下旬	契約

## 1 3 事務局

釧路市産業振興部観光振興室観光振興担当 坂本・阿部

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目 5番地

電話：0154-31-4549 FAX：0154-31-4203

e-mail：ka-kankou@city.kushiro.lg.jp

## 評価項目及び基準等

評価項目		評価内容	評価の視点	配点	
実績・能力	事業遂行能力	事務局の体制や人員配置など事業実施の体制が整っていること	人員体制や事業体制が整っているか	5	15
	事業スケジュール	効率的かつ適切なスケジュールであること	具体的なスケジュールとなっているか	5	
	事業実績	行政や企業での類似事業に関する実績があること	照明設置工事や観光コンテンツに係るコンサルティング業務の実績	5	
提案評価	観光周遊・滞在プランづくり	事業目的に沿った内容が組み込まれているか	域外からの誘客・周遊・滞在促進、消費喚起向上等の工夫があるか	15	85
		地域団体との連携が図られているか	地域団体との連携・意見反映の仕組みが組み込まれているか	10	
	照明設備に関するデザイン	周辺景観や橋梁への配慮、照明が魅力あるデザイン性となっているか	周辺景観や橋梁との配慮がなされているか	15	
			旅行者が引き付けられるような仕掛け、デザイン性になっているか	15	
	照明設置工事	照明の設置手法は適切に行われているか	降雪、凍結に関する対応や、メンテナンス時の取り外しなどに配慮しているか	10	
	価格	事務経費の効率的な執行など	見積金額、経費の配分は適切か なお、上限額を超える見積は失格 (上限額については、別紙要求水準書1ページ参照)	5	
	維持管理	物品調達、雇用、再委託にあたり域内循環を意識しているか	物品調達等において、釧路市内の企業への発注に努めているか	5	
			環境配慮がなされているか	電気代等の維持管理費用の低減や照明施設の保守性、安全性及び将来性などに配慮しているか	
合計				100	